



平成20年 6月
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台海岸出張所

岩沼市阿武隈一丁目
2-16
TEL 0223-25-5431

仙台海岸出張所で行っていること

仙台湾南部海岸は、昭和40年頃から急激に海岸侵食が進み、山元海岸・岩沼海岸では砂浜の減少により、堤防が倒壊するなどの大きな被害に見舞われてきました。

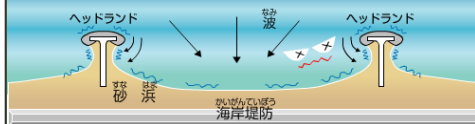
特に海岸侵食の著しい山元海岸（中浜・笠野地区）9.2km、岩沼海岸（蒲崎地区）4.7kmの合計13.9kmを、平成12年度より国直轄事業として整備を進めています。

海岸出張所においては、失われつつある砂浜の維持・回復を目的としてヘッドランド・養浜工の工事や、高潮などの浸水被害から背後地を守るために堤防と消波堤の工事を行っています。



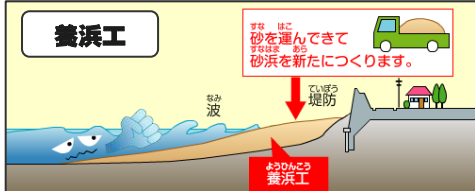
ヘッドランド・養浜工とは？

ヘッドランド (人口岬)



天然の岬に囲まれた海岸では、岬の地形により流れが屈折し、波の力を弱め安定した砂浜が維持されます。ヘッドランドはこのような地形を人工的に造って砂浜を守ります。

養浜工



砂が消えた海岸に、人工的に砂を運んできて砂浜を回復させ、波の力を弱めて堤防やその後方を守ります。ヘッドランドと組み合わせることにより、さらに快適でうるおいのある海岸を目指します。



◆1 どうして砂浜はなくなってきたのか？



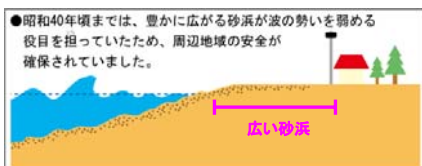
近年漁港・港湾等構造物の建設などにより、海の中を移動する砂がせき止められ、港の北側の海岸には砂があまり流れて行かず、砂がたまりにくく、なくなりやすい所ができてしまいます。

また、河川からの土砂供給も減少していることも、砂浜が小さくなったり消えてしまった原因になっています。

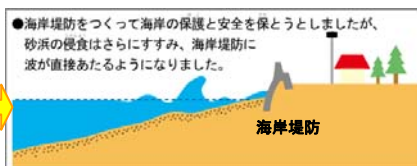


砂浜が侵食され、海岸堤防が被害を受けた。(山元町中浜地区・平成3年)

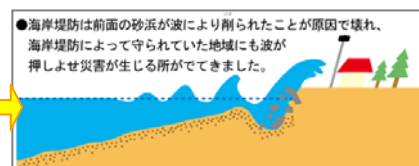
◆2 砂浜と堤防の関係



昭和40年頃までは、豊かに広がる砂浜が波の勢いを弱める役目を担っていたため、周辺地域の安全が確保されていました。



海岸堤防をつくって海岸の保護と安全を確保しようとしましたが、砂浜の侵食はさらにすすみ、海岸堤防に波が直接あたるようになりました。



海岸堤防は前面の砂浜が波により削られたことが原因で壊れ、海岸堤防によって守られていた地域にも波が押し寄せ災害が生じる所ができてきました。

工事のお知らせ (H20. 6月現在)

蒲崎海岸(岩沼市)

H20年度施工
H19年度施工



蒲崎海岸では全体の計画として、堤防を1,000m、その他1,000m間隔でヘッドランド3基を整備し、あわせて養浜工を行っていく計画です。

平成19年度の工事までで消波堤900m、堤防300mを整備しており、今年度の工事では、消波堤100m、堤防約380mを整備する計画です。

堤防の整備を推進することにより、高波や津波などから背後地の浸水被害の防止を図ります。

工事名 : 岩沼海岸蒲崎工区築堤工事
 施工期間 : H20.3.26~H20.9.30
 施工業者 : 株式会社橋本店
 施工内容 : 消波堤100m(北側約50m、南側約50m)、堤防130m 予定

工事名 : 岩沼海岸寺島工区築堤工事
 施工期間 : H20.3.25~H20.10.31
 施工業者 : 株式会社上の組
 施工内容 : 堤防250m 予定

山元海岸(山元町)

H20年度施工
H19年度施工



山元海岸では全体の計画として、500m間隔でヘッドランド16基を整備し、あわせて養浜工を行っていく計画です。

平成19年度の工事までで、ヘッドランドの縦堤部分100m(暫定長)のもの6基(1,3,5,7,9,11号)、S2、S4号については縦堤部200m(完成長)とその先端の南側ヘッド部を整備しており、今年度の工事では、6月中旬にS2号が完成、S4号のヘッド部北側を整備し完成を目指します。

ヘッドランドの整備を推進することにより、海岸侵食を防ぎ養浜工の効果を高め、砂浜の維持・回復を図ります。

工事名 : 山元海岸S4号北突堤工事
 施工期間 : H20.6.18~H21.2.27
 施工業者 : 株式会社植木組
 施工内容 : S4号ヘッドランドの北側ヘッド部施工

工事名 : 山元海岸S2号突堤工事
 施工期間 : H19.6.22~H20.6.13
 施工業者 : 株式会社植木組
 施工内容 : S2号ヘッドランドの北側ヘッド部施工

現場での各体制について

仙台海岸出張所では工事現場のある岩沼市・山元町において下記の基準により3段階の体制に入り、体制に入った場合は24時間体制で待機し、注意報・警報が解除され次第早急に現場海岸のパトロールを行います。

現場の被災の有無や危険箇所がないかを確認し、安全が確認されたら体制は解除となり通常の業務へ戻ります。

低 危険度 高	注意体制	災害の発生に対して注意が必要な場合の体制	例)・震度4の地震が発生した場合 ・津波注意報が発令された場合 ・高波浪・高潮の発生する恐れのある場合
	警戒体制	非常体制に至らない災害が発生又はその恐れがある場合の体制	例)・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合 ・津波警報が発令された場合 ・高波浪・高潮による被害の発生、または発生の恐れのある場合
	非常体制	国民の生命・財産に重大な被害を及ぼすような災害が発生又はその恐れがある場合の体制	例)・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報(オオツナミ)が発令された場合 ・高波浪・高潮により施設に重大な被害が発生、または発生の恐れのある場合

* 体制発令・体制解除については、仙台河川国道事務所HPでご覧になる事ができます。 <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>
 仙台河川国道事務所HPのTOPページ「防災情報提供中！」より

*** 工事期間中は周辺地域の皆様にご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。 ***